

九州医療科学大学における行動規範

国内の研究機関において研究費の不正な使用、あるいは研究データや研究結果の捏造、改ざん等の不正行為に対する事例が数多く報じられ、研究機関の社会的な信用の失墜を引き起こし、教育・研究活動に携わる機関全体に深刻な影響を及ぼしている。

このような状況を鑑み、学園就業規則第2条に定める教育職員及び事務職員等、特に本学構成員となる教職員は、以下に定める行動規範を遵守することで透明性と公正性を確保し、教育・研究活動の円滑な遂行に努めなければならない。

1. 法令等の遵守

研究費の使用に当たっては関連の法令及び本学諸規程等を遵守し、不正な行為を行ってはならない。また、させてはならない。

2. 不正行為の禁止

責任ある研究の実施に努め、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、加担するような行為も同様とする。

3. 不正行為の未然防止

研究データや資料等を適切に管理・保存することで研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。また、不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も重要な責務であることを自覚し、機関の研究環境の質的向上に努めるものとする。

4. 通報義務

不正行為があった場合は速やかにその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、もしくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

5. 守秘義務と個人情報保護

研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

6. 差別等の排除

研究活動を行うにおいて個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

7. 利益相反

自らの研究等によって起こり得る利益相反の発生に十分留意しなければならない。